

宅建業法 変更の登録 宅建 R02(10月)-34-3 <<#900>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引士は、従事先として登録している宅地建物取引業者の事務所の所在地に変更があったときは、登録を受けている都道府県知事に**変更の登録を申請しなければならない。**

【答え】 誤り

★ <<ポイント>> 変更の登録 【宅建★入門】

	変更の登録
義務者	宅建士の登録を受けている者
時期	変更後遅滞なく <u>X 30日</u>
届出先・申請先	登録先の都道府県知事
内容	①氏名 30 ②住所 30 ③本籍 X 宅建業者の業務に従事している場合、当該宅建業者の ④商号・名称 ^{※3} ⑤免許証番号 ^{※3・4}

※3 転職・宅建業者の廃業等、※4 宅建業者が免許換えをした場合等

《ポイント》 宅建士証の書換え交付【宅建★入門】

宅建士の氏名・住所に変更があった場合

⇒ 遅滞なく、変更の登録の申請とともに宅建士証の書換え交付の申請をしなければならぬ

※ 本籍に変更があった場合、宅建士証の書換え交付は不要

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>